

計議第 3 2 8 号議案 参考資料

計議第 3 2 8 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
生産緑地地区の変更（京都市決定）

目次

- | | | |
|------|---------------|---------------|
| P. 1 | 計議第 3 2 8 号議案 | 理由説明書 |
| P. 2 | 計議第 3 2 8 号議案 | 生産緑地地区の変更の内訳表 |

理由説明書

生産緑地地区制度は、市街化の進展に伴う緑地の急速な減少により、良好な都市環境の確保のうえから残存する農地等の計画的な保全を行う必要があること等から創設されたものである。

本都市計画は、市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、位置及び区域並びに面積に変更が生じたため、本案のとおり変更するものである。

生産緑地地区の変更の内訳表

				地 区 数	面 積
既決定の生産緑地地区				1973 地区	約 521.18 ha
今 回 の 変 更 の 内 訳	追加となる地区			18 地区	約 0.95 ha
	廃止となる地区			△40 地区	△約 5.24 ha
	面積が変更となる地区 (地区数は増減なし)			111 地区	△約 7.64 ha
		内	増となる地区	19 地区	約 0.11 ha
		訳	減となる地区	92 地区	△約 7.75 ha
	増	減		△22 地区	△約 11.93 ha
今回変更後の生産緑地地区				1951 地区	約 509.25 ha
変更を生じない地区				1822 地区	—